

## 入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

## 記

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 : 政府所有国内産米穀の販売
- (2) 銘柄・数量 : 別紙1の「販売対象米穀一覧表」による。
- (3) 最小応札単位 : 10トン
- (4) 引取期限 : 平成23年2月28日(月)
- (5) 入札方法 : 入札は、消費税及び地方消費税相当額を含まない、包装代(フレキシブルコンテナ使用料を含む。)込みの60キログラム当たり単価及び数量にて行うものとする。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。)に基づき国内産米穀の売渡契約の有資格者であること。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予算令」という。)第70条の規定に該当する者でないこと。なお、未成年者、被保佐人または被補助人であつて、契約のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算令第71条の規定に該当する者でないこと。
- (4) 総合食料局等契約指名停止等措置要領(平成19年3月30日付け18総合第1884号総合食料局長通知)に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 基本要領に基づき、資格の停止を受けている期間中でないこと。

## 3 入札説明書、売買契約書案等の交付の場所、期間及び日時

- (1) 場所 : 〒100-8950 東京都港区東新橋一丁目9番3号  
日本通運株式会社 公用営業部
- (2) 期間 : 平成23年1月11日(火)から平成23年1月14日(金)まで  
(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く)
- (3) 時間 : 午前9時から午後5時まで

## 4 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行う。なお、総合食料局情報管理システムにおける電子入札運用基準(平成20年4月1日付け19総合第2065号総合食料局長通知。以

下「運用基準」という。)第2の2の(1)のアからエまでに掲げる事由により電子入札システムによることができない場合は、紙入札方式によることができる。

#### 5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場所：〒100-8950 東京都港区東新橋一丁目9番3号  
日本通運株式会社 公用営業部

#### (2) 入札書受付締切日時

ア 電子入札システムを利用する場合

平成23年1月17日(月)午前11時00分

イ 紙入札方式の場合

(ア) 持参する場合 平成23年1月17日(月)午前11時00分

(イ) 送付する場合 平成23年1月14日(金)午後5時00分必着

#### (3) 開札日時

平成23年1月17日(月)午前11時00分

#### 6 紙入札方式による入札書の提出場所及び提出方法

##### (1) 提出場所

申込みを希望する銘柄を管理する受託事業体に提出する。

##### (2) 提出方法

入札書は、封かんの上、封筒の表に朱書きで「1月17日実施分 政府所有国内産米穀の販売入札書」と記入し、5の(2)に定める締切までに(1)の提出場所に提出するものとする。

なお、郵送の場合は、書留等、配達記録が確実に残る方法により、送付すること。

#### 7 入札の無効又は取消し

- (1) 本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 物品番号ごとに、数量が10トン未満若しくは100トンを超える入札又は数量が10トン単位以外の入札は、無効とする。
- (3) 入札価格に円未満の端数を付した入札は、無効とする。
- (4) 同一の物品番号に入札者が2通り以上の意思表示をした際の入札は、無効とする。
- (5) 競争に加わった者が5人に満たないときは、当該入札を取り消すことがある。
- (6) 品質上の理由等により、入札に付された銘柄が正品でない可能性があることを確認したときは、当該入札を取り消すことがある。

#### 8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格を超える単価の入札者のうち、高価の入札者から順次売渡数量に達するまでの入札者をもって落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、入札数量の多い者を先順位の落札者として決定する。

- (3) 落札となるべき同数量、同価の入札をした者が2人以上ある場合には、くじで落札者を決定する。
- (4) 最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の入札数量と合計して売渡数量を超えるときには、その超える数量については、落札がないものとする。

9 契約書作成の要否  
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10 契約情報の公開  
次に掲げる事項を農林水産省のホームページに掲載することにより公開するものとする。

- (1) 当該入札に係る契約者の名称
- (2) (1)の者ごとの合計契約数量

11 現品の受渡方法  
在庫倉庫における在姿での受渡しとする。

- 12 その他
- (1) 落札者が契約を締結しないときは、基本要領に基づき資格を停止する。
  - (2) 落札者は、別添のとおり、販売に際しての条件を遵守するものとする。
  - (3) 運用基準第5の5又は6に基づき、電子入札による執行の日時を変更する場合は、同項に定める日時変更通知書にて通知するものとする。
  - (4) 本公告に記載なき事項は、入札説明書による。

平成23年1月11日

所在地：東京都港区東新橋一丁目9番3号  
受託事業体名：日通グループ

<重要なお知らせ>  
今回の入札を持ちまして、政府所有国内産米穀（主食用）の販売は、最後までさせていただきます。

(別紙)

### 販売対象米穀一覧表(1月17日実施分)

(単位:トソ)

物品番号	産年	産地名	品種銘柄	包装名	等級	在庫地名	予定数量	備考
10	17	北海道	きらら397		1等	沖繩	240	
11	17	岩手	ひとめぼれ		1等	岩手	500	
12	17	宮城	ひとめぼれ		1等	宮城	500	
13	17	宮城	ひとめぼれ		1等	愛知	360	
14	17	茨城	ゆめひたち		1等	茨城	500	
15	17	新潟	コシヒカリ(一般)		1等	新潟	500	
16	17	新潟	コシヒカリ(左渡)		1等	新潟	500	

別添

### 政府所有国内産米穀の販売に際しての条件

下記の事業者に対して、買い受けた米穀を転売、貸借その他の処分及び変形加工、とう精、再調整その他の業務の委託を行うことについて、禁止することとしておりますので、ご留意願います。

#### 記

事業者名	所在地	禁止期間
協和精麦株式会社 代表者 米山 敬二	神奈川県伊勢原市沼目5丁目2番5号	平成22年7月22日 から9ヶ月
甘糟損害貨物株式会社 代表者 清水 計喜	神奈川県横浜市鶴見区駒岡3丁目10番2号	同上
石田物産 代表者 石田 好正	平成19年は神奈川県横浜市で営業、 平成20年から休業中	同上
共伸商事 代表者 渡邊 輝雄	愛知県半田市浜町28番地	同上

事業者名	所在地	禁止期間
全国農業協同組合連合会 代表者 宮下 弘	東京都千代田区大手町 1-3-1	平成22年12月8日 から3ヶ月
株式会社 藤井商店 代表者 藤井 順一	新潟県西蒲原郡弥彦村美山 674番地	平成22年12月14 日から6ヶ月

# 入札説明書

この入札説明書は、政府所有国内産米穀の販売に係る競争入札に参加しようとする者に、入札を行うため必要な事項（入札公告に記載された事項を除く。）について説明するものである。

## 1 入札参加者の心得等

- (1) 入札参加者は、この入札説明書（別紙を含む。）及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号）を熟知の上、入札しなければならぬものとし、入札後これらの内容についての不知、不明等を理由とした異議を申し立てることはできないものとする。
- (2) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をする場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 2 入札書の記載

- (1) 入札書は、別紙2によるものとし、数字は算用数字により鮮明かつ明確に記載の上、指定期日までに提出するものとする。
- (2) 代理人による入札の場合は、入札書に競争参加者本人の氏名、名称等の表示とともに代理人であることの表示及び代理人の氏名等を記載して押印するものとする。
- (3) 入札書（別紙2）は、銘柄別の売渡数量の範囲内において数量及び単価を記入する。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税相当額を含まない、60 kg 当たり包装込みの単価を記載するものとし、販売代金の支払に当たっては入札単価に数量を乗じた価格に当該価額の100分の5に相当する額を加算した金額を支払うものとする。

- (4) 入札書の訂正個所には、訂正印を押印すること。（ただし、価格を訂正した場合は無効とする。）
- (5) 提出済みの入札書の引換え、変更又は取消しはできない。

## 3 再度入札及び随意契約

本件においては、再度入札及び随意契約は行わない。

## 4 落札結果の通知

- (1) 電子入札方式による場合  
落札結果は、電子入札システムにより翌日（ただし、翌日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、これに次ぐ最初の開庁日とする。）までに入札者に通知する。

(2) 紙入札方式による場合

落札結果の通知は、入札参加者に対し、翌日までに原則として買受資格審査申請書に記載してあるFAX番号あてに、入札参加者に通知する。

(3) 入札の決定が遅れる等により、翌日までに落札の連絡ができない場合は、別途連絡する。

5 契約数量

契約数量は、落札者に引き渡す現品の荷姿の状況又は流通の実態等に応じ、落札数量の近似値で落札者との間で調整することがある。

(調整方法)

基本的には、契約数量は入札された申込数量を量目（フレコンを含む。）で除し、当該数値を四捨五入して得られた数値（整数）に、申込みのあった米穀の量目（フレコンを含む。）を乗じて得た数量とする。

6 その他

入札参加者が、事前に政府米のサンプルを希望する場合には、サンプルの提供を行う（基本的には品質の確認が可能なカルトロンひと並べ（約 20g））。（日程等の都合により、希望の日までにサンプルが到着しない場合がある。）

7 入札に関する問い合わせ先

〒100-8950 東京都港区東新橋一丁目9番3号

日通グループ受託事業体事務局内

日通商事株式会社 物流商品部

担当 松下、木下

日本通運株式会社 公用営業部

担当 真野、吉村

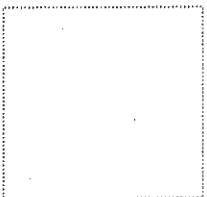
電話 03-6251-1234

FAX 03-6251-6616

平成23年1月11日



政府所有米穀取扱い基本契約書



〇〇株式会社（以下「甲」という）と政府所有米穀の販売等業務の受託事業体である日通グループ 代表者 日通商事株式会社 代表取締役社長 丸本智運（以下「乙」という）は、乙が取扱う政府所有米穀（以下「政府米」という）の取扱いについて下記のとおり契約する（以下「本契約」という）。

第1条（目的）

乙は、政府が所有する米穀の販売等に関する業務について、政府から販売等の業務代行の委託を受けた。

この基本契約は、政府と乙の委託内容に基づき、乙が甲に引渡しする政府米の基本的事項を定めるものであり、甲乙間で締結される個々の取引契約（以下「個別契約」という）、その他別途定める事項を除き、甲乙間の取引に共通して適用されるものとする。

第2条（契約の締結）

- 甲は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第29条に規定する政府産米の買受資格者とし、乙は政府所有米穀の販売等業務の受託事業体とする。甲又は乙がそれぞれの要件を喪失した場合以降の取引はできないものとする。
- 1 甲は、政府米買受の決定後、直ちに乙との間で本契約を締結する。
  - 2 本契約の締結以降の取引が発生した場合には、個別契約に基づき行う。

第3条（個別契約）

政府米の種類、用途、買受数量、単価、買受金額、引渡し期限、引渡し場所、買受代金振込日その他取引に必要な事項は、別途定める場合を除き、個別契約において定める。

- 2 個別契約は、甲が個別契約において定められた買受代金を乙に支払い、乙がこれを受領したときその効力を生じるものとする。

第4条（米穀の用途）

甲は、買い受けた政府米を第3条の個別契約において定めた用途に使用しなければならない。

第5条（買受代金の支払い）

- 買受代金の支払いは前納制とする。乙は請求書を甲に届け、甲は第3条の個別契約に基づき乙の口座に振込みにて支払う。
- 2 振込手数料は甲の負担とする。

3 甲から支払われた代金は乙を通じて政府に納付する。

#### 第6条 (政府米の引渡し)

- 乙は、買受代金を政府に納付し、政府が引渡しを承認後、第3条の個別契約で定めた引渡場所において甲に引渡すものとする。
- 2 乙は、政府からの通知される引渡通知書に記載されている引渡日を甲に連絡し、甲は引渡日に政府米を引取るものとする。
- 3 引取りに要する運送料は、甲の負担とする。
- 4 甲は、政府米を引取り後、乙に対し所定の引取り報告をする。

#### 第7条 (引渡現品の管理)

甲は、引渡しを受けた政府米については、食品衛生法 (昭和22年法律第233号)及び食品衛生に関する都道府県条例その他関連する規則等を遵守し、汚損、カビ、鼠害が発生しない環境で保管・管理しなければならない。

#### 第8条 (帳簿等の整理)

甲は、政府米の受払いについて、乙が別途定める様式の台帳を整備する。

#### 第9条 (調査・報告)

- 甲は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第52条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (平成21年法律第26号) 第10条に基づく報告徴求及び立入検査に協力するほか、乙及び乙に政府米の販売業務等を委託している政府から当該業務又は資産その他財務の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件を調査され、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力する。
- 2 甲は、乙の求めがあつた場合には、本契約により買い受けた政府米の取引先との売買契約その他の取引関係が明らかになる書類を乙に提出する。

#### 第10条 (所有権の移転と危険負担)

政府米の所有権は、第3条の個別契約において引取りを指定した引渡し場所での引渡しをもって、政府から甲に移転する。

- 2 甲乙双方の責に帰しえない事由により政府米の全部又は一部が減失、毀損又は変質したときは、双方協議の上この解決にあたるものとする。

#### 第11条 (瑕疵担保)

甲は、政府米の引取り後1ヶ月以内にカビの発生、政府米の品質変化又は異常の発生等、隠れた瑕疵を発見したときは、直ちにその使用を中止し、速やかにその旨を乙に書面にて通知する。

- 2 乙は、甲から前項の連絡を受けたときは、甲と協議の上、政府の同意を得て、瑕疵のあった政府米と同等の政府米を甲に引渡すことができる。
- 3 甲は瑕疵のあった政府米を乙に返還するものとする。
- 4 返還の費用は乙が負担する。
- 5 乙は返還後の政府米の処置について、政府の指示に従う。

#### 第12条 (第三者損害)

甲は、政府米販売等の実施により第三者に損害を及ぼした場合、甲は当該第三者に対して責任を負うものとし、乙に一切の迷惑をかけたものとする。

#### 第13条 (解除)

甲又は乙は、不可抗力その他自らの責めに帰し得ない事由により本契約及び個別契約の全部又は一部の履行ができなくなった場合、本契約及び個別契約の全部又は一部を何らかの催告なくして直ちに解除することができる。

2 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 甲が、第4条の用途以外に供したとき。
- (2) 本契約又は個別契約の債務の履行を怠ったとき。
- (3) 手形、小切手が不渡りとなったとき、その他支払いを停止したとき。
- (4) 差押、仮差押、競売、租税滞納処分を受け、その他公権力の処分を受けたとき。
- (5) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあつたとき。
- (6) 営業を廃止し、又は清算の手続きに入ったとき。
- (7) その他信用状態が悪化し又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
- (8) 甲が、本契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないと乙が認めるとき。

3 乙は、前項の規定により契約が解除された場合、当該契約に係る政府所有米の買受代金を甲に返金し、甲は、当該契約に係る政府米を乙に返還する。

#### 第14条 (違約金)

甲は、第4条の規定に違反したときは、次の各号のいずれか高額である方を違約金として、乙に支払わなければならない。

なお、当該違反に係る損害の額が違約金の額を超過する場合においては、乙がその超過につき損害賠償を請求することを妨げない。

- (1) 違反に係る政府米を主食用として販売した場合の政府売渡単価と本契約の売渡単価の差額に、乙から買い受けた政府米であつて甲が転売等した数量を乗じて

得た金額及び当該金額に 100 分の 30 を乗じて得た額

(2) 違反に係る政府米を主食用として販売した場合の政府売渡単価に、乙から買い受けた政府米であって甲が転売等した数量を乗じて得た金額及び当該金額に 100 分 30 を乗じて得た額

2 甲は、第 13 条 2 項 (2) 乃至 (7) により契約を解除されたときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府米の数量を乗じて得た金額及び当該金額に 100 分の 10 を乗じて得た額を違約金として、乙に支払わなければならない。

#### 第 15 条 (解除権の留保)

乙は、甲が締結した他の政府米の取扱い契約について当該契約に定める米穀の用途以外の用途に供したことにより当該契約の全部又は一部が解除された場合、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は前項により本契約を解除されたときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府米の数量を乗じて得た金額に 100 分の 10 を乗じて得た額を違約金として、乙に支払う。

3 乙は、本条第 1 項により本契約が解除されたときは、本契約に係る政府米の買受代金を、甲に返金する。

4 甲は、第 1 項により本契約が解除されたときは、本契約に係る政府米を、乙が別途指定する場所に返還する。

#### 第 16 条 (違約金の支払い期限)

甲は、第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに前条第 2 項の違約金を、乙が指定する期日まで支払わなければならない。

#### 第 17 条 (秘密保持義務)

甲及び乙は、本契約の期間中及びその終了後といえども、個別契約の内容及び本契約に基づいて知り得た相手方の業務上の秘密情報を、本契約以外の目的に利用し、もしくは第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 前項の規定は、乙が法令又は第 1 条に定める政府との間の業務委託契約に基づき、政府に對して行なう情報の開示に関しては、適用しない。

#### 第 18 条 (権利義務の譲渡)

甲及び乙は、あらかじめ相手方の承認を得ることなく、本契約及び個別契約に関する権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

#### 第 19 条 (責任の免除)

乙は、天災地変、戦争、争議行為、輸送機関の事故その他の不可抗力により、政府米の引取りが不可能となり、又は遅延する事態が生じた場合は、甲が損害を被ることがあっても

その責めを負わない。

2 前項の場合、甲及び乙は十分協議し、これに対応するものとする。

#### 第20条 (変更)

甲及び乙は、本契約又は個別契約その他の取引条件について、変更の必要性が生じたときは、双方協議の上書面により変更するものとする。

#### 第21条 (法令遵守)

甲及び乙は、本契約、個別契約、及びこれらに付随する合意の遂行に際し、国内外の関連法律、条例、規則等を遵守する。

#### 第22条 (解約)

甲及び乙は、本契約の有効期間中であっても、3ヶ月の予告期間をもっていつでも本契約を解約することができる。

#### 第23条 (契約有効期間)

本契約の有効期間は締結日より1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲及び乙いずれからも解約の意思表示がなされないときは、更に1年間延長するものとし、以降同様とする。

#### 第24条 (存続条項)

第4条、第12条、第14条、及び第17条は、本契約終了後も引き続き有効とする。

#### 第25条 (合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関する裁判上の紛争について、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

#### 第26条 (協議解決)

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈上疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

本契約の成立の証として本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各1通保有する。

2010年 月 日

甲

乙